

●忘れてないかあの診療 症例研究 ●落としてないかその点数

小児保険装置(クラウンループ)について

小児保険装置の算定について、解説する。
 傷病名や装着後の除去料など、算定誤りが無いようにご注意いただきたい。

患者: 6歳・男児
 主訴: 左下が痛い。
 所見: [D]は他院で根貼の途中のまま放置し、分岐部より破折。歯冠崩壊。
 [E]は咬合面こう蝕を認める。

傷病名: 1月 : [D] Per 歯冠破折 → MT [E] C₂ 注①
 12月 : [D] Per 歯冠破折 → G [E] クラウンループ不適合

月日	部位	療法・処置	点数
1月5日		初診	234
	[D] E	X-Ray (D) 1F 電	58
		[D]は分岐部で破折。[E]は透過像が歯髄腔に近接している。	/
		[D]: 保存不可。[E] C ₂ と診断。	/
	[E]	0A (ローパ [®] ボン)+浸麻 (ロー注歯科用Ct 1.8ml) 注②	30
		う蝕処置	18
		う蝕検知液を用い軟化象牙質を除去。 注③	/
		間接歯髄保護処置(ダイカル) 注④	30
		仮封(ガラスイオノマーセメント)	/
	[D]	0A (ローパ [®] ボン)+浸麻 (ロー注歯科用Ct 1.8ml)	/
		拔牙(乳歯)	130
		1糸縫合。止血を確認。	/
		歯管 文書提供加算	100+10
		ブラッシングや甘味摂取制限について意識づけを行っていく。	/
		処方せん料	68
		⑩カロナール細粒20% 疼痛時 1回1.2g×3回分	/
1月25日		再診	45
		[D]拔牙窩異常なし。[E]痛み無し。	/
	[D]	SP (H ₂ O ₂) 抜糸	/
		[D]早期喪失により、[E]萌出スペース確保のため小児保険装置の必要性を説明し、母親の同意を得る。 注⑤・⑥	/
	[E]	0A (ローパ [®] ボン)+浸麻 (ロー注歯科用Ct 1.0ml)	/
		生PZ 注⑦	120
		連in p(寒天+アルジネート) 注⑦	30
		BT (パイトワックス) 注⑦	16
1月30日		再診	45
		前回処置後痛みはないとのこと。[D] E異常所見無し。	/
	[E]	小児保険装置(クラウンループ)(銀合金) 注⑧	600
		装着料	45
		装着材料 I レジン系(パナビアV5)	17
		治療を終了。	/
12月5日		初診	234
		左下の歯肉が腫れて痛いのでみてほしい。	/
		全顎的にプラークの付着、歯肉発赤あり。	/
		[E]に歯冠部の萌出と歯肉発赤をみとめる。	/
		P混検(検査結果略)	80
		歯管 文書提供加算	100+10
		歯肉炎の管理内容を説明。[D]のループを切断し、残った[E]のクラウンは乳歯金属冠として使用することとし、同意を得る。	/
	[E]	除去 注⑨	16
		[D]のループをクラウンから切断・除去。	/
		歯清	68
		S C	66+38×2

《解説》

- 注① 小児保険装置を算定する場合は、病名はMTとなる。
- 注② 隣接歯を抜歯する場合でも、う蝕処置の際に行った浸麻の費用は算定できる。
- 注③ う蝕処置を算定する場合、算定部位ごとに処置内容をカルテに記載する。
- 注④ 生PZを行う日以前に行った場合、間PCap30点を算定できる。
- 注⑤ 小児保険装置は、う蝕により乳臼歯1歯が早期に喪失した症例に対して乳臼歯にクラウンループ又はバンドループを装着した場合に算定できる。ディスタルシューや6番などの永久歯に装着するものには、算定できない。
- 注⑥ 小児保険装置は、ヘルマンの咬合発育段階の歯年齢II AからIII Aにおいて、装着した場合に算定できる。

<ヘルマンの咬合発育段階>

【ヘルマンの咬合発育段階(各個人の生理的年齢を歯の萌出状態によって評価する方法)】

I	A	乳歯萌出前	← 対象となる時期	無歯期
	C	乳歯咬合完成前		乳歯萌出期
II	A	第2乳臼歯萌出完了による乳歯咬合完成期	← 対象となる時期	乳歯列期
	C	第1大臼歯および前歯萌出開始期(前歯の交換期)		混合歯列期
III	A	第1大臼歯萌出完了期(永久前歯の一部あるいは全部の萌出完了)	← 対象となる時期	混合歯列期
	B	側方歯群(乳犬歯から乳臼歯)の交換期		
	C	第2大臼歯萌出開始期		
IV	A	第2大臼歯萌出完了期	← 対象となる時期	永久歯期
	C	第3大臼歯萌出開始期		
V	A	第3大臼歯萌出完了期		

- 注⑦ 小児保険装置の形成料は、クラウンループに限り、生PZ120点、失PZ114点が算定できる。印象採得は手技に係らず30点を、間接法で製作した場合は咬合採得16点を算定できる。
- 注⑧ 小児保険装置を装着した場合、600点に加え、装着料45点、装着材料の費用を算定できる。レセプトの摘要欄には、「クラウンループ」など装置の種類を記載する。
- 注⑨ クラウンループのループ部分を切断し、乳歯金属冠として継続利用する場合は、除去料として16点が算定できる。なお、小児保険装置を撤去した場合は、除去料として16点が算定できる。 *実態に即してご請求下さい*